

水田活用直接支払交付金制度の法制化を求める意見書

近年米をめぐる政策について、国は需要に応じた作付転換を生産者に求め、令和3年産の主食用米は過去最大規模の作付転換が行われました。令和4年産米についても、人口減少に加え現在のコロナ禍による外食向け業務用米の需要減もあり、国は更なる主食用米生産の削減を求めてきています。全国の現場生産者の努力によって、その地域の特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換がすすめられるためには、水田活用の直接支払交付金（以下、水田活用交付金）が的確に措置される必要があります。

しかし農林水産省は昨年12月、突如に水田活用交付金の見直し方針を決定しました。この唐突な見直しは、現場の農家にとっては寝耳に水であり、今後の営農や地域農業の振興に大きな影響を及ぼすほか、離農の増加や耕作放棄地の増加など、地域の農業基盤維持に支障を来しかねません。見直し方針が決定されて以降、数多くの農家から重大な懸念を持つ声が寄せられています。

よって、政府に対し、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないように、適切かつ慎重な対応を行うため、下記事項について要請いたします。

記

1. 生産現場に混乱を起こすことがないように、今回の水田活用交付金の見直しに関して、現場の生産者の意見を聴取したうえで、一旦白紙とすること。
2. 生産者の営農意欲を失わず、前向きな取り組みを喚起するため、水田活用交付金については法制化を行い、制度の恒久化を図ること。
3. わが国の食糧安全保障の確立に向けて、米をはじめとする農作物の支援のあり方に関しては、公平公正な議論の下で、政策体系全体にわたる安定的な新たな支援措置を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月27日

摂津市議会